

留萌市企業進出応援基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市への企業進出の促進に関し基本理念を定め、及び市の責務を明らかにすることにより、本市の経済の発展及び安定的な雇用機会の創出を図り、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例に規定する企業進出とは、市外に拠点をおく事業者が、その事業の用に供する事務所、工場、店舗その他市長が特に認める施設（以下「事務所等」という。）を新たに留萌市内に設置し、事業を営むこと又は将来の市内への事務所等設置のため、現に市内で事業を営む事業者（個人事業者を含む。）が所有する施設内に機械設備その他設備を整備することをいう。

(基本理念)

第3条 企業進出の促進は、次に掲げる事項を基本理念として推進させなければならない。

- (1) 企業自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- (2) 市の地域性や産業構造の特性に配慮すること。
- (3) 経済活動における国際化の進展その他の経済的社会的環境の変化に対応すること。

(市の責務)

第4条 市は、次条に規定する基本方針に基づき、企業進出の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を推進するにあたっては、必要な情報の収集及び提供を行うとともに、国、北海道その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(施策の基本方針)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、第3条に規定する基本理念に基づく企業進出の促進に係る基本方針として、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 新たな雇用機会の創出、地域経済の活性化及び税収の確保を図ること。
- (2) 企業ニーズを把握しながら、本市の地域資源の有効活用を図ること。
- (3) 地域産業及び既存の地元企業との連携による経済循環を図ること。
- (4) 生産性の向上及び技術の高度化に積極的に取り組む産業の振興を図ること。
- (5) 成長発展が期待される産業の創出及び発展を図ること。

(財政上の措置)

第6条 市は、企業進出の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置

その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(留萌市企業振興促進条例の廃止)

2 留萌市企業振興促進条例（平成3年留萌市条例第31号）は、廃止する。

(留萌市企業振興促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の留萌市企業振興促進条例の規定に基づき課税免除の措置を受けている者については、なお従前の例による。